

令和4年度鳥取県教育職員免許法認定講習の実施について

1 目的

特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教職員等に特別支援学校教諭普通免許状（二種）を取得させ、現職教職員の資質向上を図ることを目的とする。

2 主催

鳥取県教育委員会

3 受講対象者

(1) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を所有し、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に勤務する管理職及び主幹教諭、教諭、常勤講師（定数内講師・代員）、非常勤講師で、特別支援学校教諭普通免許状（二種）の取得を希望する者。

(2) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を所有し、鳥取県教育委員会事務局、鳥取県内の市町村教育委員会事務局、鳥取県庁の知事部局等に所属している教員のうち、特別支援学校教諭普通免許状（二種）の取得を希望する者。

※常勤講師、非常勤講師においては、鳥取県内で令和4年度に任用がある者に限る。

※研修期間中・産休中・育児休業中等である場合は受講することができない。

4 単位の認定方法（受講者）

受講科目について、講義時間数の5分の4以上出席し、試験またはレポートによる成績審査に合格した者に単位修得証明書を授与する。

5 聴講対象者（鳥取県内の学校等に勤務する教職員を対象とする）

(1) 特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に勤務する管理職及び主幹教諭、教諭、常勤講師（定数内講師・代員）、非常勤講師、養護教諭又は鳥取県立学校実習教諭、実習助手及び寄宿舍指導員で、特別支援教育についての理解推進を図ることを目的として、聴講を希望する者。

(2) 鳥取県教育委員会事務局、鳥取県内の市町村教育委員会事務局、鳥取県庁の知事部局等に所属している教員のうち、特別支援教育についての理解推進を図ることを目的として、聴講を希望する者。

※試験又はレポートによる成績審査は無し（単位修得不可）。

※研修期間中・産休中・育児休業中等である場合は聴講することができない。

※（1）の養護教諭又は鳥取県立学校実習教諭、実習助手及び寄宿舍指導員で、「12 教育職員免許状の取得に関する事項（1）（2）」の条件を満たし、本講習の受講を希望する場合は、特別支援教育課に確認すること。

6 開設科目及び日程等

科 目	講座名	中心となる領域	単位数	期 間	担当講師
		含む領域			
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・発達障がい者教育総論	重複・LD等	1	12月 3日（土） 4日（日）	関西国際大学 教授 中尾繁樹
		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者			

7 会場

県教育センター

鳥取市湖山町北5丁目201（電話 0857-28-2321）

8 費用

(1) 受講料及び聴講料は、資料代として1講座につき500円を徴収する。

(2) 旅費・教材費等の実費は受講者及び聴講者の負担とする。

9 時間割（2日間1単位）

時 間	第1日	第2日
9:00 ~ 9:15	受 付 開 講 式 オリエンテーション	
9:15 ~ 9:30		
9:30 ~ 11:00	講 義 ①②	講 義 ⑨⑩
11:00 ~ 11:10	休 憩	
11:10 ~ 12:40	講 義 ③④	講 義 ⑪⑫
12:40 ~ 13:40	昼 食 ・ 休 憩	
13:40 ~ 15:10	講 義 ⑤⑥	講 義 ⑬⑭
15:10 ~ 15:20	休 憩	
15:20 ~ 16:05	講 義 ⑦⑧	講 義 ⑮
16:05 ~ 16:50		試験またはレポート
16:50 ~		閉 講 式
※ 単位認定条件にレポートがある場合は、講座担当講師の指示に従い提出すること。		

10 教育職員免許状の取得に関する事項

- (1) 二種免許状取得には、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有することが必要である。
- (2) (1)の免許を取得後、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員として良好な成績で3年以上の勤務経験が必要である。
- (3) 教育職員免許状の取得に係る必要単位数等については、別紙1「特別支援学校教諭免許状（二種）取得について」及び別紙2「鳥取県教育職員免許法認定講習Q&A」を参考とすること。鳥取県立学校については、特別支援学校教諭免許状データベースも合わせて参考とすること。

11 その他

- (1) 鳥取県内の受講者及び聴講者の出席の取扱いは下記のとおりとする。

教諭 指導主事等 常勤講師 (定数内講師、代員)	県立学校 県教育委員会事務局等	職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号を適用（義務免）
	市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校	教育公務員特例法第22条第2項を適用（研修） 【勤怠システムの入力方法】 勤労管理－就労申請－休暇（年休以外）から、「研修」を選択
非常勤講師	免許法認定講習日に勤務の割振りがある場合	上記、県立学校及び市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校と同様
	免許法認定講習日に勤務の割振りがない場合	手続きの必要なし

※上記以外の受講者及び聴講者については、所属長と相談の上、受講又は聴講のこと。

- (2) 受講及び聴講決定後の辞退又は欠席については原則として受け付けないが、やむを得ない事情で辞退又は欠席する場合は、速やかに鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課へ連絡するとともに、受講者については所属長を通じて辞退（欠席）届（別紙様式5）を特別支援教育課までパスワードを付してメールで提出すること。
- (3) 自然災害や天候不順（集中的な豪雨、大雪等）、新型コロナウイルス感染症等により、開催の可否について判断を要する場合には、当日の午前6時までに特別支援教育課ホームページに延期又は日程変更の連絡を掲載するので確認すること。
(ホームページ URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/120757.htm>)



12 問合せ先

内容	問合せ先
鳥取県教育職員免許法認定講習の受講及び聴講に関すること ※質問票によりファクシミリまたは電子メールで問い合わせること	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 指導担当 ファクシミリ 0857-26-8101 電子メール tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp
特別支援学校教諭二種免許状の申請に関すること	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 総務担当 電 話 0857-26-7924 ファクシミリ 0857-26-8101 電子メール tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp